

(仮称) 沖縄スタジアム整備運営等事業実施方針 変更箇所一覧

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1		用語集	<u>【本施設】 「公共施設」「民間収益施設」を含む、計画地に整備する施設全体をいう。</u>	記載なし
2	1	1(1) オ(ア) a	<p>a 特定事業</p> <p>公共施設の整備については、PFI 法に基づき、特定事業者が自らの提案をもとに公共施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中における本施設の維持管理及び運営業務を遂行する方式 (BTO 方式) により実施することとする。</p> <p>なお、特定事業者を指定管理者制度 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項) に基づく指定管理者に指定し、公共施設の利用を許可する権限を付与する。</p> <p><u>また、本スタジアムは Jリーグスタジアム基準 (J1 基準) を充足することを前提にしていることから、県内で唯一 J1 ライセンスを取得している琉球フットボールクラブ株式会社との連携が重要であり、SPC は相互に連携を図ることとする。</u></p>	<p>a 特定事業</p> <p>公共施設の整備については、PFI 法に基づき、特定事業者が自らの提案をもとに公共施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中における本施設の維持管理及び運営業務を遂行する方式 (BTO 方式) により実施することとする。</p> <p>なお、特定事業者を指定管理者制度 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項) に基づく指定管理者に指定し、公共施設の利用を許可する権限を付与する。</p>

3	2	1(1) オ(ア) b	<p>b 自主事業</p> <p>自主事業については、各種法令を遵守した上で、公序良俗に反する及び射幸心をあおる機能でない限りにおいて、特定事業とは別の独立採算事業として、特定事業者がその他収益施設の設計、建設、運営、維持管理等を行うことができる。</p> <p>当該事業は、特定事業者が公共施設の価値を高め、特定事業と連携し実施することによって、相乗効果の発現が期待される事業であることが望ましい。</p> <p>なお、本事業においてはスタジアムが賑わい創出の起点となり、興行のない日も含めて地域に賑わいをもたらすことを目的としていることを踏まえ、スタジアム内への平時も利用可能な民間収益施設の設置等を期待する。</p> <p>また、自主事業における権原等について、スタジアム内の自主事業に伴い常設の店舗等を設置する場合は、目的外使用許可又は県との賃貸借契約に基づき実施するものとする。広場及びオープンスペースの自主事業に伴い常設の店舗等を設置(スタジアムと合築又は別棟のいずれの形態も可能)する場合は、設置管理許可に基づき実施するものとする。合築の場合は事業期間終了時に減築がなされ、減築後の公共施設が要求水準を充足できるように補修がなされていること。別棟の場合は、事業期間終了時に撤去することを原則とする。これらの処置については、事業期間の終了時までには県との協議の上で決定する。</p>	<p>b 自主事業</p> <p>自主事業については、各種法令を遵守した上で、公序良俗に反する及び射幸心をあおる機能でない限りにおいて、特定事業とは別の独立採算事業として、特定事業者がその他収益施設の設計、建設、運営、維持管理等を行うことができる。</p> <p>当該事業は、特定事業者が公共施設の価値を高め、特定事業と連携し実施することによって、相乗効果の発現が期待される事業であることが望ましい。</p> <p>なお、本事業においてはスタジアムが賑わい創出の起点となり、興行のない日も含めて地域に賑わいをもたらすことを目的としていることを踏まえ、スタジアム内への平時も利用可能な民間収益施設の設置等を期待する。</p> <p>また、自主事業における権原等について、スタジアム内の自主事業に伴い常設の店舗等を設置する場合は、目的外使用許可又は県との賃貸借契約に基づき実施するものとする。広場及びオープンスペースの自主事業に伴い常設の店舗等を設置する場合は、設置管理許可に基づき実施するものとする。</p>
---	---	-------------------	---	---

4	3	2(4) ア(ウ)	<p>(ウ) 協力企業の取扱い</p> <p>協力企業は、県が予め承認した場合に限り、構成を変更(追加、退出)できる。<u>なお、他の入札参加者等であったもの参加も可とする。</u></p>	<p>(ウ) 協力企業の取扱い</p> <p>協力企業は、県が予め承認した場合に限り、構成を変更(追加、退出)できる。<u>ただし、他の入札参加者等であったものは、参加できない。</u></p>
5	4	2(4) イ	<p>イ 入札参加者等の一般要件</p> <p>入札参加者等については、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(ケ)の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(イ) 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない者であること。また、入札参加グループにおいては、指名留保又は指名停止措置を受けている者を含めないこと。</p> <p>(ウ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。</p> <p>(エ) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)に基づく排除措置を受けていない者であること。</p> <p>(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を</p>	<p>イ 入札参加者等の一般要件</p> <p>入札参加者等については、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(ク)の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(イ) 県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない者であること。また、入札参加グループにおいては、指名留保又は指名停止措置を受けている者を含めないこと。</p> <p>(ウ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。</p> <p>(エ) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)に基づく排除措置を受けていない者であること。</p> <p>(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を</p>

		<p>受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。</p> <p>(カ) 本事業の支援業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。「本事業の支援業務に関わっている法人」については、次に示すとおりである。</p> <p>a 合同会社デロイト トーマツ b 株式会社山下 PMC c 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業</p> <p>(キ) 2.(5)イに示す選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。</p> <p>(ク) 他の入札参加企業又は入札参加グループとの間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。</p> <p><u>(ケ) 事業の競争性や公平性の観点から、琉球フットボールクラブ株式会社は、入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業になることはできない。</u></p>	<p>受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。</p> <p>(カ) 本事業の支援業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。「本事業の支援業務に関わっている法人」については、次に示すとおりである。</p> <p>a 合同会社デロイト トーマツ b 株式会社山下 PMC c 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業</p> <p>(キ) 2.(5)イに示す選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。</p> <p>(ク) 他の入札参加企業又は入札参加グループとの間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者(※)でないこと。</p>
--	--	---	---